別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表略］

［注１～30　略］

31　次に掲げる固定局，陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は，この表に規定する値にかかわらず，次のとおりとする。

⑴　携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の送信設備に使用するもの

ア　第49条の６に定める携帯無線通信の中継を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

㋐　陸上移動局

［Ａ　略］

Ｂ　基地局等対向器　300Hz

㋑　陸上移動中継局

［Ａ　略］

Ｂ　基地局等と通信を行う陸上移動中継局の無線設備　300Hz

［イ～カ　略］

キ　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

㋐　基地局等

［Ａ～Ｃ　略］

［㋑・㋒　略］

［ク～コ　略］

サ　第49条の６の13に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

㋐　基地局等

［Ａ～Ｃ　略］

［㋑　略］

［⑵～⑮　略］

⑯　38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの（⑬及び⑮に掲げるものを除く。）　100（10^{-6}）

［⑰～㉕　略］

［32～58　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第11　略］

第12　携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表同左］

［注１～30　同左］

31　［同左］

⑴　［同左］

ア　［同左］

［同左］

㋐　［同左］

［Ａ　同左］

Ｂ　基地局対向器　300Hz

㋑　［同左］

［Ａ　同左］

Ｂ　基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備　300Hz

［イ～カ　同左］

キ　［同左］

［同左］

㋐　基地局

［Ａ～Ｃ　同左］

［㋑・㋒　同左］

［ク～コ　同左］

サ　［同左］

［同左］

㋐　基地局

［Ａ～Ｃ　同左］

［㋑　同左］

［⑵～⑮　同左］

⑯　38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの（⑩及び⑫に掲げるものを除く。）　100（10^{-6}）

［⑰～㉕　同左］

［32～58　同左］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第11　同左］

第12　［同左］